

# 第1章 株主総会の意義

## ❖ 株式会社の機関設計

Q

会社法では株式会社の機関設計が柔軟化されましたが、どのような会社区分で、どのような機関設計ができるのでしょうか。また、株主総会の設置についても教えてください。

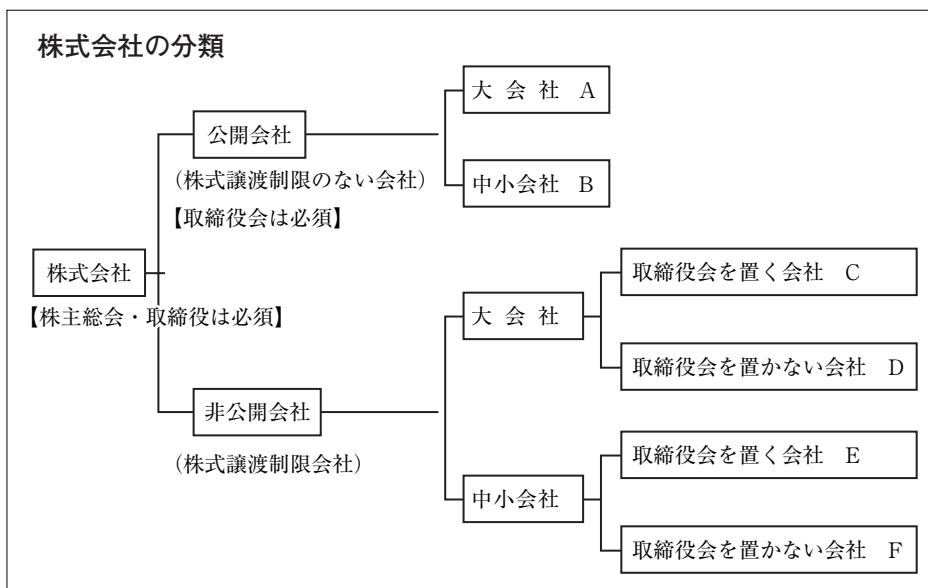
A

会社法では、公開会社か非公開会社かという観点と、大会社か中小会社かという観点から会社を分類し、その機関設計を柔軟化しています。この組合せから会社は4つの形態、すなわち、公開・大会社、公開・中小会社、非公開・大会社、非公開・中小会社に分類されます。すべての株式会社には、株主総会を設置しなければなりません。

### 解説

#### 1 株式会社の分類

株式会社は、まず、会社の閉鎖性、すなわち株式譲渡制限の有無で「非公開会社」（株式譲渡性が認められていない会社）か「公開会社」（株式譲渡性が認められている会社）で、一部の株式を譲渡制限株式とした場合を含みます。会社法2 V）に区分し、次に「大会社」（資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社、会社法2 VI）か「中小会社」（大会社以外の会社）に区分し、さらに非公開会社については、取締役会の有無により次の図に示すように分類することとしています。



## 2 株式会社の機関設計

会社分類により選択可能な機関設計は次の表に示すようになります。

公開・大会社の機関設計		公開・中小会社の機関設計	
①取締役会+監査役会+会計監査人	A	①取締役会+監査役	B
②取締役会+委員会+会計監査人	A	②取締役会+監査役会	B
		③取締役会+監査役+会計監査人	B
		④取締役会+監査役会+会計監査人	B
		⑤取締役会+委員会+会計監査人	B
非公開・大会社の機関設計		非公開・中小会社の機関設計	
①取締役+監査役+会計監査人	D	①取締役	F
②取締役会+監査役+会計監査人	C	②取締役+監査役*1	F
③取締役会+監査役会+会計監査人	C	③取締役+監査役+会計監査人	F
④取締役会+委員会+会計監査人	C	④取締役会+会計参与*2	E
		⑤取締役会+監査役*1	E
		⑥取締役会+監査役会	E
		⑦取締役会+監査役+会計監査人	E
		⑧取締役会+監査役会+会計監査人	E
		⑨取締役会+委員会+会計監査人	E

〔株主QA六三〕

## 第2章 株主総会の権限

### ❖ 株主総会の決議事項

Q

株主総会で決議することができる事項には、どのようなものがありますか。取締役会を設置しない会社の株主総会と取締役会を設置する会社の株主総会とで違いはありますか。また、それ以外の事項について決議した場合、どのような効力を有するのでしょうか。

定款をもってすれば、いかなる事項も株主総会の決議事項とすることができるのでしょうか。

A

取締役会設置会社以外の株主総会については、会社法に規定する事項および株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができるとされています（会社法295①）。したがって、定款の定めの有無にかかわらず、たとえ取締役が決定権を有するとされている事項であっても、当然に、株主総会で決定することができます。

これに対して、取締役会設置会社においては、株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができるとされています（会社法295②）。したがって、それ以外の事項について決議をしても、法的な意義を有せず無効とされます。

もっとも、定款の内容については特に制限されていませんので、会社法で株主総会の決議事項とされていない事項についても、定款をもってすれば、基本的には株主総会の決議事項とすることができます。

事業報告に係る監査役（会）の監査報告は、株主総会の招集通知の添付書類として株主に提供しなければなりません（会社法施行規則133①Ⅱロ）。計算関係書類に係る監査役（会）の監査報告についても、同様に添付書類として提供しなければなりません（会社計算規則161①Ⅲホ）。

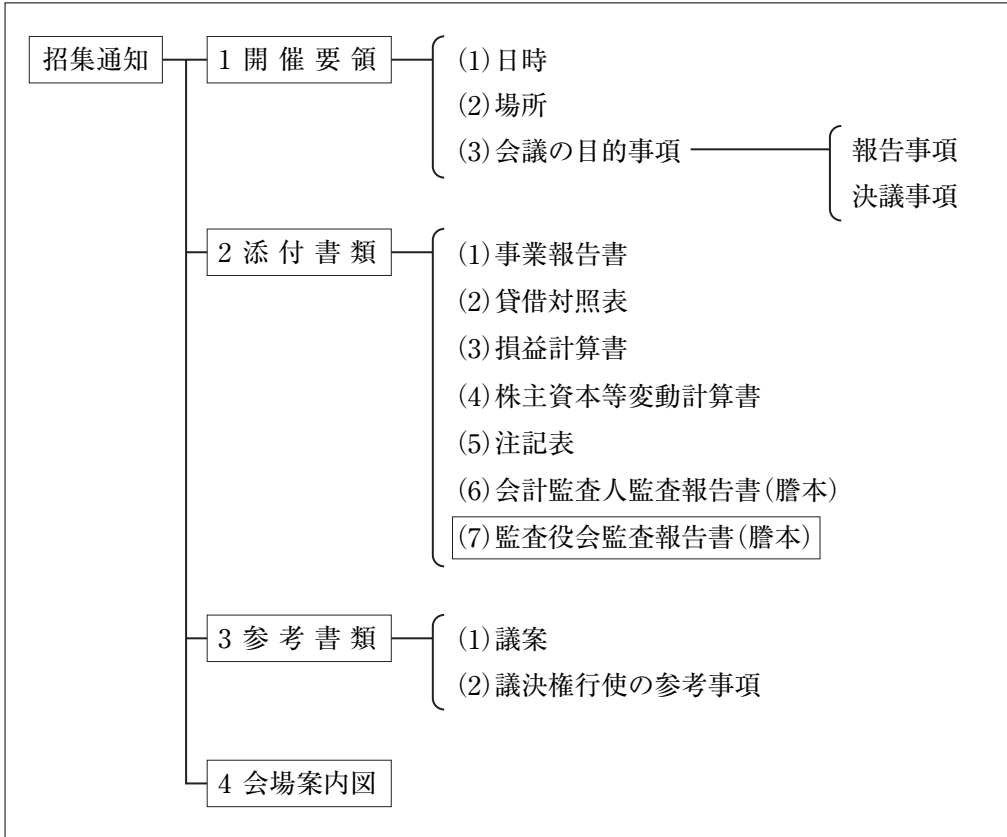
**【手順7】株主総会招集通知の発送（会社法299①）**

取締役会設置会社は、株主総会の日の2週間前までに、非公開会社であれば1週間前までに招集通知を発しなければなりません。

**4 株主総会の招集通知の構成**

取締役会設置会社が株主総会を招集するには会日の2週間前までに株主に対して招集通知を発しなければなりません（会社法299①）。一方、非公開会社の株主総会の招集通知は、会日の1週間前までに発すれば足ります。取締役会設置会社の場合、招集通知は書面によることが必要です（会社法299②）。招集通知は次の図に示す内容で構成されます。監査役（会）の監査報告書の謄本を添付しなければなりません。添付すべき監査役（会）の監査報告書の内容は事業報告に係る監査報告と計算関係書類に係る監査報告となりますが、この両方を内容とする一体の監査報告書として作成することは妨げられません。すなわち、事業報告と計算関係書類の監査報告を一体とした1通の監査報告書でも、個別に2通の監査報告書としても、どちらも許容されます。また、添付すべき計算関係書類に係る監査役（会）の監査報告は個別の計算書類に係る会計監査報告書です（会社法437、会社計算規則161①Ⅲロ）。連結計算書類に係る会計監査報告書は会社が添付することを定めた場合にのみ添付することとなります（会社計算規則162②）。

図；招集通知の構成



〔株主QA六三〕

## 5 監査役（会）監査報告書を招集通知に添付するときの留意点

監査役（会）の監査報告書（謄本）を招集通知に添付するときの留意点は、次のような事項です。株主総会の招集通知は法律の要請に基づき作成される書面であり、これに重大な誤りがあった場合は、株主総会招集手続の瑕疵として決議取消の訴え（会社法831）の原因となりますので、十分に注意することが必要です。

- (1) 監査報告書の作成年月日に誤りがないかどうか確認します。
- (2) 作成年月日が法令で定める要件を充足しているかどうか確認します。
- (3) 招集通知の監査報告書掲載頁の枠外の上部に「監査役（会）の監査報告書 謄本」と記載するのが一般的です。
- (4) 監査報告書への監査役の署名義務は任意ですが、記載する場合には氏名に誤